

議員提出議案第7号

芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び芦屋市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和2年6月8日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者	自由民主党 芦屋市議会議員団	福井利道
	日本共産党 芦屋市議会議員団	ひろせ久美子
	BEASHIYA	大塚のぶお
	公明党	田原俊彦
	あしやしみんのこえ	たかおか知子
	日本維新の会	大原裕貴
	会派に属さない議員	寺前尊文

提案理由

芦屋市議会災害対策会議及び同会議に伴うブロック体制の会議を協議または調整を行うための場として位置付けるため、この規則を制定しようとするもの。

芦屋市議会規則第 号

芦屋市議会会議規則の一部を改正する規則

芦屋市議会会議規則(平成16年芦屋市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第101条関係)				別表(第101条関係)			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
(略)				(略)			
議員互助会 会計監査	議会運営上、議員互助会の会計監査を実施するため	議員互助会会計監事	議長	議員互助会 会計監査	議会運営上、議員互助会の会計監査を実施するため	議員互助会会計監事	議長
芦屋市議会 災害対策会議	災害時の情報収集、支援活動及び芦屋市災害対策本部との連携に関する事項を協議・調整するため	全議員	議長				
ブロック長 会議	芦屋市議会災害対策会議のブロック体制における各ブロックからの情報整理及び芦屋市災害対策本部との情報連携に関する事項を協議・調整するため	議長、 副議長、 各ブロック長	議長				
ブロック会	芦屋市議会災害対策	各ブロックに	各ブロック長				

改正後			改正前
議	会議のブロック体制 における各ブロック での情報収集及び支 援活動に関する事項 を協議・調整するた め	所属する議員	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。